

- 01 弁済によって債権が消滅するのは、それが債務の本旨に従った履行と評価され、債権の目的が達成されるからである。通説によれば、債務を消滅させるという債務者の意思は不要であり、弁済は準法律行為に分類される。弁済と履行は、同一の事態を別の角度から見た用語法である。
- 02 金銭の借主のために連帯保証人となった者が弁済をした場合も、物上保証人が弁済をした場合も、民法474条に言う利害関係を有する者の第三者弁済に当たる。[超基本]
- 03 3人の連帯債務者の1人が債務全額を弁済した場合、連帯債務者間の内部で決めていた負担部分を越えた額は、民法474条に言う第三者弁済に当たる。
- 04 ある不動産の第2順位の抵当権者は、第1順位の抵当権の被担保債権につき、第三者弁済禁止の特約が付いていない場合には、債務者が反対しても、弁済をすることができる。これに対して、抵当権付不動産の第三取得者は、この抵当権の被担保債権につき、抵当権者の同意を得た場合にのみ弁済をすることができる。
- 05 債務者が反対している場合には、債務者の父親である以上の関係を持たない父は、第三者弁済を行うことができないが、債権者との間で保証契約を結んで保証債務を弁済したり、債権者から債権を買い受けたうえで債務を免除することは可能である。[超基本]
- 06 XがYに対して債務を負っていると誤解して弁済したところ、真実の債務者はAであった場合、民法474条にいう第三者弁済には当たらないので、Xは、原則として、Yから給付の返還を求めることができるが、その場合には、Aには求償できない。[超基本]
- 07 弁済をした者が他人物を引き渡した場合や弁済者が行為能力を欠いて弁済を取り消した場合には、重ねて有効な弁済をしなければ、先に引き渡した物を取り戻せないのが原則である。しかし、弁済受領者がその物を即時取得した場合や受領した物を善意で消費したり転売した場合には、弁済は結果的に有効となるので、重ねて弁済をする必要はない。[超基本]
- 08 男性名義の通帳とお届け印を持って現れた女性が払戻しを受けたが、預金者ではなく払戻を受ける権限も有していなかった場合には、銀行は、必要な注意義務を果たしたうえで払戻したときであっても、真の預金者に対する預金払戻債務を免れない。
- 09 キャッシュカードが盗難品や偽造品であったとしても、銀行は、機械に挿入されたキャッシュカードと暗証番号が一致していることを機械的に確認して払い戻したのであるから、民法478条の趣旨および銀行取引約款に基づき、真の預金者に対して重ねて払戻しをする必要はない。[やや難]
- 10 生命保険会社が保険契約者と称する者に契約者貸付け制度によって金銭を貸付けた場合において、金銭の貸付けを受けた者が実際には保険契約者でなかったときには、保険会社は、真の契約者に対して、相殺により保険金請求権が消滅したことを主張できない。[やや難]
- 11 AのYに対する債権を、Aの債権者Xが差し押さえた場合、Yは、Aに債務を弁済しても、Xには対抗できず、Xからの取立てに応じて二重に支払わなければならない。XとZが相次いで同じAのYに対する債権を差し押さえ、いずれも有効な転付命令を得ていない場合、Yは、先に差し押さえたXに支払わなければならない。[やや難]
- 12 代物弁済を、債務の消滅という効果が即時に生じる契約だと解するなら、そのような代物弁済契約は要物契約である。これに対して、債務の本来の目的物とは異なる物によって債務の弁済とする合意で、かつ、元の給付義務も代物給付が実際になされるまでは消滅しないと解するなら、そのような合意を諾成契約としての代物弁済契約と考えることは、現行法の下でも可能である。[やや難]
- 13 元利合計1200万円の金銭債務の履行に代えて債務者が債権者の同意を得て時価1800万円の甲建物を給付した場合、債権者は差額を債務者に返還しなくても良い。これに対して、債務が履行できない場合に備えて、甲建物による代物弁済の予約をし、それを甲の所有権移転についての仮登記によって担保する契約では、債権者は、担保権の実行の際に差額を返還しなければならない。
- 14 プロスポーツ選手が所属チームとの間で行う「契約更改」は、民法の「更改」である。
- 15 売買契約の代金債務は、特約がなければ、持参債務が原則であるから、履行場所は売主の住所地である。

- 16 問題となっている引渡債務が債権者の住所に目的物を現実を持参する債務である場合において、債権者が京都市から那覇市に転居したときや、債権が札幌市在住の者に譲渡された場合には、京都市に住所を持つ債務者は、目的物を那覇市や札幌市の債権者の住所に持参しなければならない。もっとも、特約で禁じられていない限り、債務者は目的物を送付することができ、その費用は債権者が負担する。
- 17 生協で買い物をしたときにレジでもらうレシートは、民法486条に言う「受取証書」であり、買物客は、レシートをくれなければ代金を払わない、と主張することができ、代金支払請求を拒絶しても履行遅滞責任を負わない。同様に、債務者は、債権証書の返還と引き換えでなければ債務を弁済しないと主張できる。
- 18 債務者が同一の債権者に対して同種の目的物を有する複数の債務を負担している場合において、弁済として提供した給付がすべてを満足させるものでないときには、弁済期が一番早く到来する債権（または到来したもの）に充当される。
- 19 借主が金融業者ではない知人から利息制限法の上限金利内で借金をしている場合において、借主からの返済金が元金その他債権者に対して負担している債務のすべてを満足させることのなかったとき、特段の合意がなかったならば、返済金は、元本よりも先に利息に充当される。**[超基本]**
- 20 種類物の売主である債務者が債務の本旨に従った弁済の提供をしたとしても、債権者が受領を拒否すれば債権は消滅せず、債務者は、供託をしない限り、目的物の滅失についての給付危険を免れない。**[やや難]**
- 21 弁済の提供には、現実の提供と口頭の提供があつて、現実の提供が原則であるが、取立債務の場合には、口頭の提供で足りる。現実の提供とは、債務者が債権者の協力なしにできる限りの債務の本旨に従った行為をすることを言う。**[超基本]**
- 22 金銭債務の場合、債務額に不足する金銭の提供は、常に有効な弁済の提供とならず、履行遅滞が天災のような不可抗力による場合でも責任を免れない。
- 23 数量の不足した特定物や瑕疵のある特定物を提供する行為は、有効な弁済の提供ではないから、債権者は受領を拒絶できる。
- 24 弁済のために債権者の協力が必要な債務について、債権者が受領を拒絶した場合には、債務者は、履行遅滞の責任を免れるために、必ず口頭の提供をしなければならない。
- 25 債務者からの弁済の提供があつたものの、債権者が受領を拒絶したり、受領できなかった場合には、債権者は、受領遅滞の責任を負う。受領遅滞の効果をどう考えるかは争いがあるが、債務者が目的物保存義務の程度を軽減され、自己の財産におけるのと同一の注意の程度を尽くして保管すれば足りることは、一致して認められている。**[やや難]**
- 26 弁済の提供は債務不履行の責任を免れるという消極的・防御的な効果を有するにすぎない。受領遅滞を法定責任とする説では、受領遅滞も弁済の提供と同一の効果を有するにすぎないことになる。これに対して、受領遅滞を債権者の債務不履行だと考える説では、受領遅滞は、弁済の提供を超える不利益を債権者に与える積極的・攻撃的な効果を有することになる。
- 27 債務者が弁済の提供をしたが、債権者が受領を拒絶した場合には、債務は消滅しない。債務が供託をすれば、債権者が供託物返還請求をする意思がないことが明らかな場合でも、債務は消滅する。ただし、債務者が適法に供託を撤回して供託物を取り戻した場合には、債務は消滅しない。**[超基本]**
- 28 債務者が注意を払っても債権者が誰であるかがわからない場合、債権者が受領不能になった場合、債権者が弁済の受領を拒絶している場合には、債務者は供託をすることができる。債権者に受領拒絶の意思が明確である場合であっても、判例によれば、供託をするには、債務者はまず口頭の提供をしなければならない。
- 29 鮮魚の売買契約において、売主が契約の本旨に適った魚を提供したのに、買主が品質にクレームを付けて受領を拒絶した場合、売主は魚を供託して引渡債務を免れることができる。**[超基本]**
- 30 甲土地の賃借人Yが地主Aから甲土地の所有権を譲り受けたが移転登記を備えない間に、AがXに甲土地を二重に売ってXが移転登記を備えた場合において、Xが背信的悪意者に該当しないときには、XはYに対して、建物取去・土地明渡しを請求することができる。**[やや難]**